

令和 6 年度射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会

日時 令和6年12月24日(火)10時00分

会場 射水市役所本庁舎3階 会議室 302・303

次 第

1 開 会

2 報告・意見交換

(1) 射水市地域支え合いネットワーク事業の取組について【資料1、2】

(2) 意見交換

3 その他

4 閉 会

参考資料

- 1 射水市生活支援体制整備事業の概要
- 2 射水市重層的支援体制整備事業の取組
- 3 人材育成(担い手確保)の取組
- 4 射水市地域支え合いネットワーク事業チラシ
- 5 生活支援・介護予防サービス推進協議会委員名簿
- 6 射水市生活支援体制整備事業実施要綱

射水市地域支え合いネットワーク事業について

所掌事項	課題と取組	これまでの取組状況（令和5年度まで）	令和6年度実施状況
(1) コーディネーターの組織的な補完に関する事	（各地域会議から出された主な課題） ①住民の高齢化 ・参加者の減少 ・地域の担い手、ボランティアの不足 ・高齢者の孤立・孤独化 ・日常生活の不安 ②地域住民、世代間の交流機会の減少 ・人間関係の希薄化 ・核家族化の増加 ・外国人との共生	●射水市地域支え合いネットワーク事業（R5 実績） 実施地域：26地域 第3層生活支援コーディネーター 156人 ①地域課題会議実施済地域：25地域 ②資源マップの作成：26地域 ③集いの場の開催	●射水市地域支え合いネットワーク事業 実施地域：26地域 第3層生活支援コーディネーター158名（R6.12.1 現在） ①地域課題会議実施済地域：26地域（予定） ②資源マップの作成：26地域 ③集いの場の開催
(2) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握及び情報の見える化の推進に関する事		●射水市地域支え合いネットワーク共生社会構築事業（R5～本格実施） 実施地域：2地域（七美、太閤山）	●射水市地域支え合いネットワーク共生社会構築事業 実施地域：2地域（七美、太閤山） ※ 実施検討地域への事業説明（2地域予定）
(3) 企画・立案及び方針の協議	③災害時対応の不安 ・避難行動の不安 ④交通手段の不足 ・買い物、外出等の不便 ⑤移動手段の不足 ・買い物、外出等の不便 （取組） <u>「関係機関の情報共有及び連携・協働」</u> ①全世代に向けた情報発信 →「自分ごと」として考える ・地域の取組 ・要支援者に関する正しい理解（認知症、障がい等）	●地域づくり計画（振り返り、次年度計画作成）の支援 ●月刊広報誌「ささえあい かわら版」の発行 毎月2地域発行（デザインの見直し（R5）） ●地域支え合い講演会の開催（毎年開催） ●高齢者向けスマートフォン体験教室（R2～R5 累計） ・56回開催、延649名参加 ●e スポーツ、新たな介護予防活動の普及推進 ・窓ふきの達人、switch（ゲーム機） ・モルック、ボッチャ、カーレット、カラーリング等 ●多文化共生、多世代交流の支援 ●食堂（子ども食堂含む）、カフェ運営の支援 ●住民による移動支援の取組支援	●地域づくり計画（振り返り、次年度計画作成）の支援 ●月刊広報誌「ささえあい かわら版」の発行 （市ホームページ、市 LINE 公式アカウント、市広報等） ●地域支え合い講演会の開催 ・11月11日開催、65名参加 ●高齢者向けスマートフォン体験教室（R6.4～11実績） ・16回開催、延134名参加 ●多文化共生、多世代交流の支援 ・多文化共生交流会の実施（1地域） ●移動販売車の普及推進（能登半島地震後） ・市内88か所→108か所 ●食堂（子ども食堂含む）、カフェ運営の支援 ・市内8地域、9か所 ●住民による移動支援の取組支援 ・先進地事例の紹介 ・自動車保険手続きに関する情報提供
(4) 地域づくりにおける意識の統一に関する事	②多様な事業主体との連携 NPO 法人、民間企業等との協働	●月刊広報誌「ささえあい かわら版」の発行（再掲） ●普及啓発動画の作成（R5）	●月刊広報誌「ささえあい かわら版」の発行（再掲）
(5) 多様な関係主体間の情報交換等に関する事		●第2層協議体の開催（みんなでつなげる地域支えあい会議） ●第3層生活支援コーディネーター研修会の開催	●第2層協議体の開催（みんなでつなげる地域支えあい会議） ・毎年1回、地域包括支援センター圏域ごとに開催 ●第3層生活支援コーディネーター研修会の開催
(6) その他、生活支援等サービスの体制整備に関して協議体が必要と認める事項についての検討、協議及び調整に関する事		●総合事業指定サービス事業に関する事（～H30） ●地域支え合いネットワーク事業の進捗状況について ●地域課題解決に向けた生活支援について	●地域支え合いネットワーク事業の進捗状況 ●地域課題解決に向けた生活支援について

射水市地域支え合いネットワーク事業 実施一覧（令和6年度）

担当 包括	地域	人口、高齢化率、世帯数等 (R6.4.1時点)	開始 年度	第3層 生活支援 コーディネーター	特色ある活動内容
新湊西	庄西	782人、46.5%、353世帯 3自治会 市街地	H28	4人	・みんなの庄西カフェ（第5土曜）
	新湊	6017人、41.6%、2756世帯 15自治会 市街地	H30	7人	・合同100歳体操会
	塚原	3065人、34.7%、1175世帯 9自治会 農村部	H30	5人	・健康だより発行 ・ダーツ体験会
	作道	5735人、27.0%、2346世帯 13自治会 農村部	H30	4人	・多文化共生まちづくり会交流会 ・三世代レクリエーション大会
新湊東	放生津	3728人、44.5%、1838世帯 24自治会 市街地	H30	11人	・防災講座
	片口	3779人、19.0%、1623世帯 12自治会 準工業地帯	R1	3人	・片口ふれあい食堂「みんな来られ～」 ・「お喜楽快通信」の発行
	堀岡	2517人、32.5%、1072世帯 13自治会 準工業地帯	H29	13人	・カーレット活動 ・ノルディックウォーク体験会
	海老江	2617人、34.3%、1111世帯 6自治会 農村部	R2	7人	・カーレット交流会 ・公園の花壇づくり交流
	本江	1849人、26.5%、713世帯 6自治会 農村部	R2	5人	・男の料理教室 ・SNS情報発信
	七美	1338人、40.7%、555世帯 8自治会 農村部	H28	3人	・コミュニティカフェ ”Café いっぷく庵”
小杉・下	三ヶ	4776人、30.7%、2131世帯 22町内会 市街地	H28	7人	・すこやかさんが ・緊急連絡先マグネットの作成
	戸破	9724人、22.3%、4027世帯 29町内会 市街地	H29	11人	・ひばりにこにこカフェ ・100歳体操全体会
	大江	2117人、35.2%、828世帯 5町内会 農村部	R2	5人	・健康フェア、災害対策研修会 ・「大江暮らしの情報」の作成
	下	1691人、36.3%、651世帯 6自治会 農村部	H28	3人	・地域支え合いネットワークデイ ・防災研修会

担当 包括	地域	人口、高齢化率、世帯数等 (R6.4.1時点)	開始 年度	第3層 生活支援 コーディネーター	特色ある活動内容
小杉南 包括	橋下条	2516人、17.2%、850世帯 8町内会 農村部	R2	6人	・合同100歳体操会 ・多世代交流活動
	金山	1325人、38.8%、508世帯 6町内会 山間部	H29	4人	・全体交流会 ・「金山便利帳」の作成
	黒河	3129人、23.9%、1196世帯 7町内会 農村部	R1	5人	・サロン「やらんまいけ」 ・あいさつ運動「みんな元気け?ひと声大作戦」
	池多	853人、28.7%、348世帯 5町内会 農村部	R1	3人	・集いの場「喫茶いけだ」 ・交通看板「お巡りさん」「アヒル」の設置
	太閤山	3181人、29.1%、1481世帯 12町内会 団地	R2	9人	・多文化こども食堂 ・太閤山防災マップの作成
	中太閤山	3131人、35.5%、1335世帯 14町内会 団地	H30	3人	・ふれ愛カフェ
大門	南太閤山	3101人、40.9%、1293世帯 14町内会 団地	H28	3人	・住民型デイサロン（毎週火曜） 「支えあいネットのみなみ」
	浅井	2821人、28.3%、1021世帯 10自治会 農村部	H29	6人	・浅井ふれあい館（毎週木曜） （月2回、交流行事等開催）
	水戸田	1317人、40.9%、486世帯 7自治会 農村部	R1	14人	・集いの場へ来れない住民との交流 （チューリップ育成、ぬり絵制作等）
	二口	4509人、21.7%、1592世帯 10自治会 市街地	R2	6人	・きらきらカフェ ・あいさつ運動
	大門	2323人、37.2%、1002世帯 14自治会 市街地	R1	7人	・大門ふれあいサロン ・「水辺のだいもん市」の開催
大島	大島	11041人、28.2%、4270世帯 23自治会 市街地	H28	5人	・大島地域全体交流会

射水市生活支援体制整備事業の概要

地域支え合いネットワーク事業 (H28モデル、H29～)

実施地域 26地域振興会 (令和6年度当初)

目指すもの

- 1 高齢者の健康寿命を伸ばそう
- 2 要支援者の重度化を防ごう
- 3 見守りあい、助けあいができる地域を維持しよう

○事業の進め方

地域課題を考え・共有し、解決策を検討・計画する

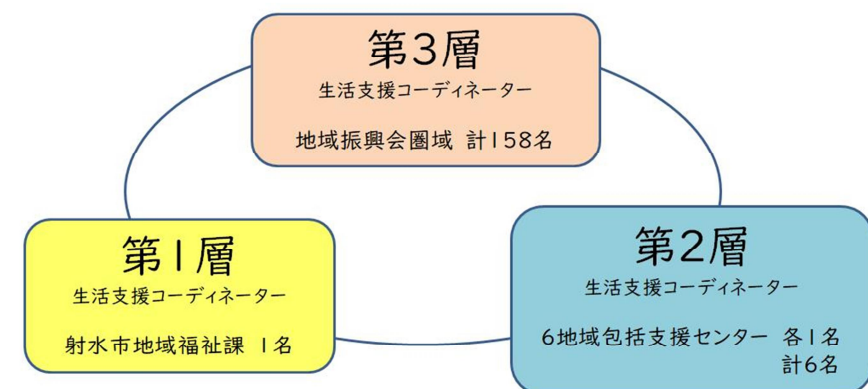
- ・支え合いを考える会 (第3層協議体) のメンバーを決める
- ・第3層生活支援コーディネーターを決める
- ・資源マップ (地域にある施設、場、組織等の地図) を作成する
- ・地域課題会議を開催する
- ・地域づくり計画表 (目指す地域像・課題・活動内容など) を作成する



課題解決のために地域でできる活動を実施する

- ・住民同士の支え合い活動 (電球交換、除雪、買い物支援等)
- ・声かけ見守り活動
- ・集いの場の開催
- ・認知症の理解促進・認知症予防 (認知症サポーター養成講座の実施等) 等

○協議体と生活支援コーディネーターの状況 (R6.12.1現在)



第1層の協議体:射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会

第2層の協議体:みんなでつなげる地域支えあい会議

地域支え合いネットワーク共生社会構築事業 (R3～モデル、R5～)

実施地域 2地域 (令和6年度当初)

●実施内容

- 1 常設型の居場所の設置及び運営
※ 地域の実情に合わせて週4日以上開設
- 2 相談員の選任及び配置
保健、医療等の専門的有資格者又は福祉に関する業務の経験者1名以上
※ 第3層生活支援コーディネーターとの兼務は可能
- 3 高齢者、障がい者、子ども等の支援を必要とする者に対する支援



地域ふれあいサロン事業 (令和5年度から地域支え合いネットワーク事業へ統合)

実施グループ (令和6年度当初)

サロン (100歳体操グループ含む) 93グループ

サロン登録者数 (申請時) 2,693名

●サロンの運営主体

地域福祉活動グループ、ボランティアグループ及び地域住民

●サロンの場所

自治公民館、町内会公民館・集会所、民家などの既存施設で、参加者が歩いて行ける等集まりやすい場所

●サロン1か所あたりの登録者数

おおむね10名以上

●活動内容 (月1回以上実施)

- 1 軽運動の実施
- 2 各種講座及びレクリエーションの実施
- 3 健康チェック (血圧測定等) の実施
- 4 その他、参加者が希望する活動

「いみず・みんなで・つながっと(good) 事業」 ～「みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水」の実現を目指して～

1 射水市の概要 (R6.3.31)

人口： 90,669人
世帯数： 37,175世帯
面積： 109.44km²
高齢化率： 30.7%
日常生活圏域数： 7圏域

2 事業の背景・課題・理念

○背景・地域課題

・家庭を取り巻く環境や社会構造の変化に伴い家族機能や地域の結び付きが弱まり、8050問題、ダブルケアなど複雑化・複合化した課題を抱える世帯が増加
・令和3年3月に「みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水」を基本理念とする「いみず地域共生プラン（第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画）」(R3～12年度)を策定

○基本目標

「一人も取り残されない包括的な支援体制を整備し、誰もが自分らしく生活できる仕組みをつくる」
・関係機関や市民など多様な主体が立場の違いを超えて連携し、各分野の制度や事業の重なり合いをつくり重層的なセーフティネットを構築することを推進
・相談支援、地域づくり事業は基本型事業・拠点とし、現行の実施体制・機能を維持しつつ関係機関の連携を強化
・地域福祉課内に地域共生推進班を設置し、多機関協働事業、アウトリーチ等支援事業、参加支援事業を連動させて一体的に実施
・全庁的な体制整備として、部局を超えた課長で構成する「共生社会推進会議」を設置し連携体制を確保

3 主要な取組事項

(1) 相談支援に関する体制・取組

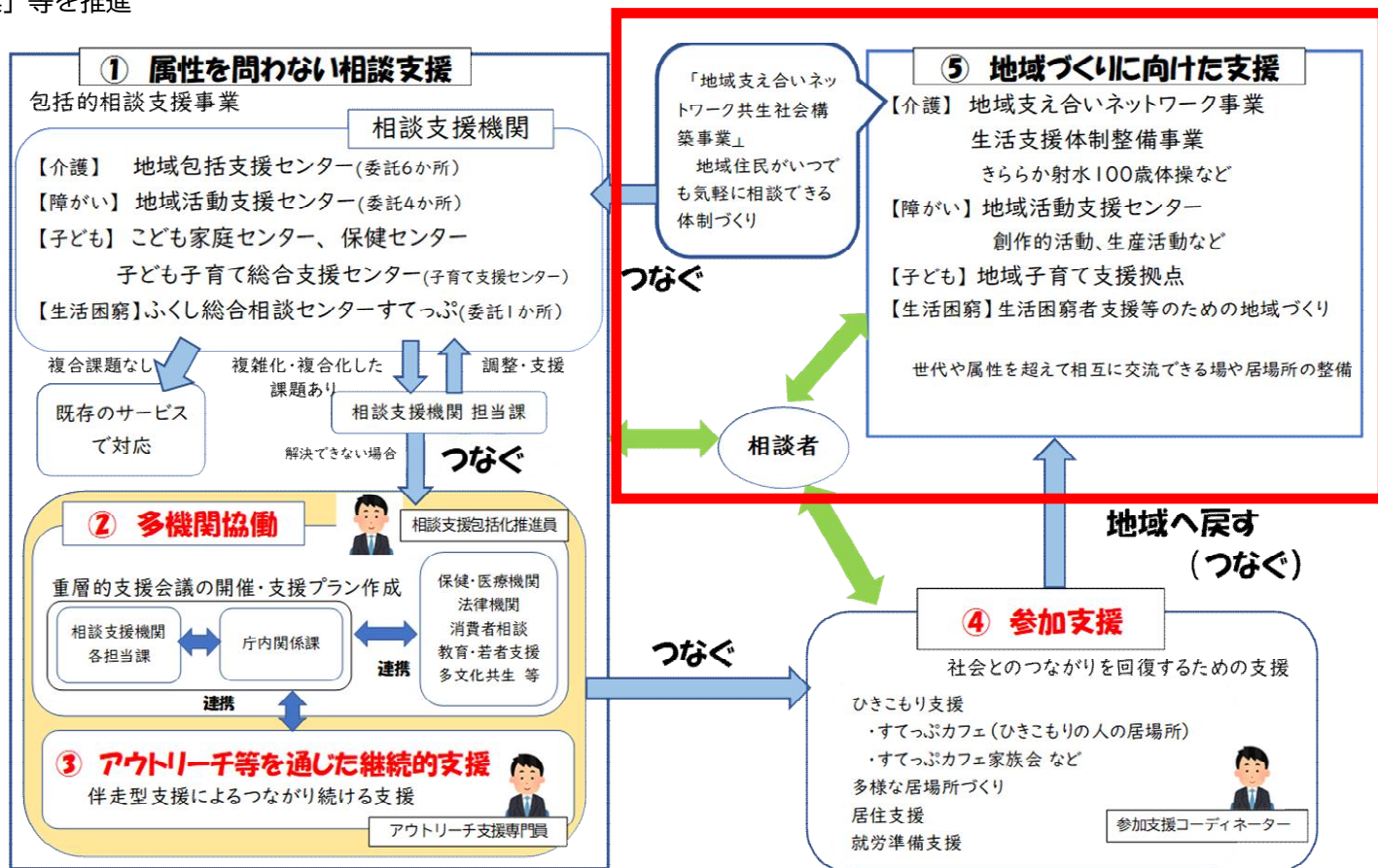
・福祉保健部各課に相談支援推進員を配置し、相談支援機関からの複雑化・複合化した課題がある場合に担当課で調整・支援を行う。担当課では解決できない場合に、地域共生推進班の相談支援包括化推進員（社会福祉士、保健師）につなぐ。
・随時、重層的支援個別会議（ケース会議）、本人同意が得られない場合の支援会議を開催

(2) 参加支援に関する取組

・参加支援コーディネーターが、地域や各種団体とのネットワークをつくり、狭間のニーズがある方の社会参加のきっかけとなる交流の場や多様な居場所の創出を働きかけ

(3) 地域づくりに関する取組

・世代や属性を問わず、地域住民がいつでも気軽に相談できる体制づくり「地域支え合いネットワーク共生社会構築事業」等を推進



人材育成(担い手確保)の取組

(1) 第3層生活支援コーディネーター研修会

日時	令和6年7月16日(火) 13:30～
会場	救急薬品市民交流プラザ ふれあいホール
内容	講座「暮らしの中の食品衛生」 高岡厚生センター射水支所 情報交換会(グループワーク) テーマ「取り組んで良かったこと」
参加者	67名(第3層生活支援コーディネーター、地域振興会長、地区社協会長等)



(2) みんなで学ぼう!地域支え合い講演会の実施

テーマ	自分を守る、地域を守る防災
日時	令和6年11月11日(月) 13:30～
会場	救急薬品市民交流プラザ ふれあいホール
内容	講演 「自分を守る、地域を守る防災」 株式会社ケーブルテレビ富山 クロスメディアセンター主任 鈴木 佑実 氏 ブース設置 【取組紹介】(放生津・海老江・太閤山・南太閤山・大江・下)での防災取組紹介 【体験】新聞紙でスリッパ作り 【展示】 ・防災・減災かるた展示、防災アプリ等の紹介(あいおいニッセイ同和損保協力) ・ダンボールベッド、パーテーション、避難所テント、簡易トイレ、防災リュック
対象	地域活動に関心のある地域住民
実績	65名(新湊地区 24 名、小杉地区 28 名、大門地区 10 名、大島・市外地区3名)



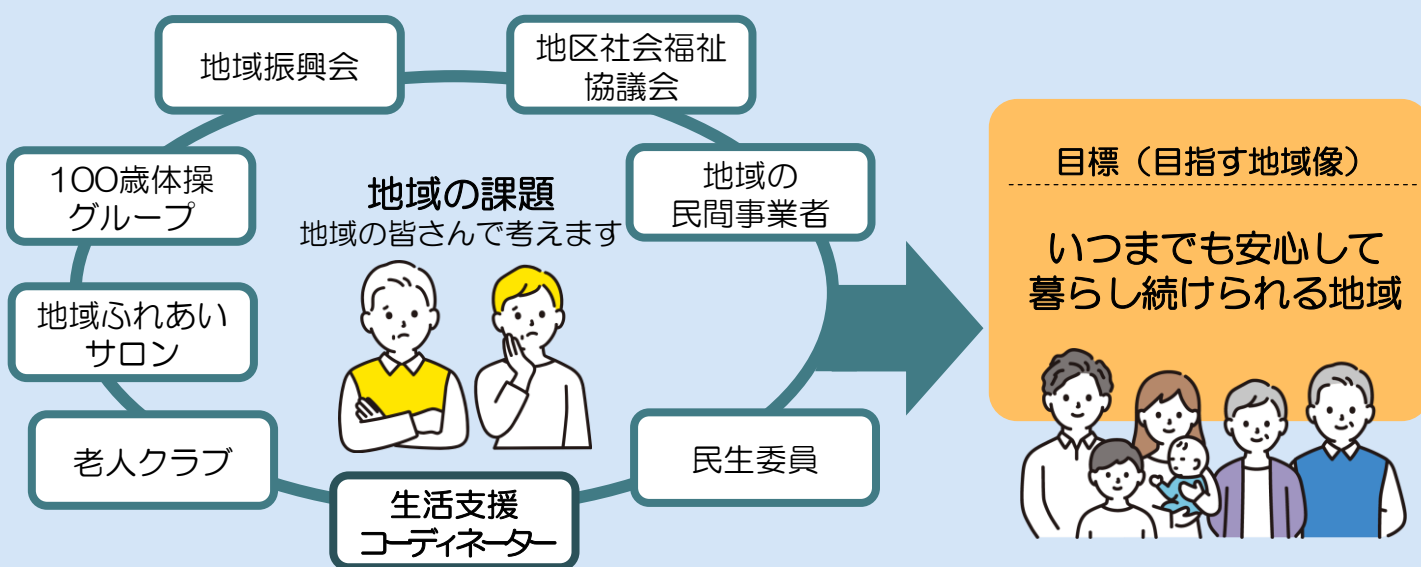
地域支え合いネットワーク事業

地域の皆さんが、いつまでも安心して暮らし続けられる地域を目指して、地域の課題を地域全体で共有し考える、地域の皆さんによる、地域の皆さんのための事業です。

子どもから高齢者まで見守りが必要な方たちを、「困ったときはお互い様」の気持ちで、他人事でなく我が事として、助け合い・支え合いができる地域のつながりを作ります。

目指すもの

- 1 高齢者の健康寿命を伸ばそう
- 2 要支援者の重度化を防ごう
- 3 見守りあい、助けあいができる地域を維持しよう



地域での支え合いの仕組みづくりを
「生活支援コーディネーター」がお手伝いします！

具体的な役割

- ・地域内の各団体との連絡調整をする。
- ・地域の困りごと（困っている人）を適切な地域資源（地域の居場所や福祉サービス）につなげる。など

地域の困りごと（ニーズ）

- ・生活の困りごと
- ・気軽に集える場所がない
- ・住民同士の交流が少ない
- ・活動の担い手不足
- ・買い物・通院が大変

つなぐ

サービス・活動（地域資源）

- ・地域のボランティアによる助け合い
- ・地域の居場所、集いの場
- ・世代間交流の機会の創出
- ・地域の人材発掘、後継者育成
- ・移動販売車の導入、地域の商店との連携

第3層 生活支援コーディネーター

地域振興会圏域
(射水市内27圏域)
計157名(R6.4.1現在)

第2層 生活支援コーディネーター

地域包括支援センター圏域
(射水市内6圏域)
計6名

第1層 生活支援コーディネーター

射水市全体
計1名

各地域の活動をご紹介します



定例会を行い、地域活動について話し合います



「資源マップ」作りで地域の特色を把握



「地域課題会議」で自分たちの地域について改めて共有しよう

～つながりづくりは、安心の地域づくり～



特製のカレンダーで行事の把握はバッチリ



三世代交流会で仲良くなれたかな



『100歳体操』で健康寿命を伸ばそう

各地域の活動についてもっと知りたい方必見

地域の課題を知って、みんなで解決しよう！ 射水市地域支え合いネットワーク事業

ささえあい



かわら版

月刊広報誌「ささえあい かわら版」を発行し、毎月2地域の活動を紹介しています。

地域の第3層生活支援コーディネーターが中心となって編集し、目指す地域像やこれまでの活動内容について紹介しています。

市ホームページや市LINE公式アカウントに掲載していますので、ぜひご覧ください！



射水市地域支え合いネットワーク事業のPR動画を作成しました！

射水市公式Vtuberの「いみず雫」が事業内容をわかりやすく紹介していますので、ぜひご覧ください！



射水市内の各地域で広まっている支え合い活動は、射水市のホームページに掲載しています。その他事業に関すること等については、下記の窓口までお気軽にお問合せください。

新湊西地域包括支援センター

電話：83-7171

住所：朴木211番地1 (特別養護老人ホーム射水万葉苑内)

新湊東地域包括支援センター

電話：86-8739

住所：七美882番地1 (軽費老人ホームケアハウス万葉内)

小杉・下地域包括支援センター

電話：55-8217

住所：大江333番地1 (特別養護老人ホーム大江苑内)

小杉南地域包括支援センター

電話：56-8725

住所：南太閤山3丁目2番地1 (小杉南福祉交流センター「つな〜く」内)

大門地域包括支援センター

電話：52-0800

住所：中村20番地 (特別養護老人ホームこぶし園内)

大島地域包括支援センター

電話：52-8050

住所：小島700番地1 (大島コミュニティセンター内)

射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会委員名簿

	団体名	役職	委員名
高齢者福祉に関し 識見を有する者	射水市社会福祉協議会	会長	門田 晋
	射水市老人クラブ連合会	会長	串田 伸男
	富山福祉短期大学	社会福祉学科長・教授	宮嶋 潔
地域における連携 及び支援体制の関 係者	射水市地域振興会連合会	副会長	寺林 志朗
	射水市民生委員児童委員協議会	理事	矢後 近
	公益社団法人射水市シルバー人材センター	事務局長	島田 治樹
	射水市ボランティア連絡協議会	副会長	皆川 道子
介護サービス提供 事業者	社会福祉法人 小杉福祉会	統括施設長	宇多 ひろみ
	社会福祉法人 射水万葉会	よろこび事業部 総合副センター長	室江 紀美代
民間企業関係者	射水商工会議所	事務局長	向田 真理
	射水市商工会	事務局長	篠田 千春
地域包括支援セン ターの代表者	新湊西地域包括支援センター	所長	新谷 千春

任期: 令和7年9月30日まで

協議会 会長	宮嶋 潔
協議会 副会長	門田 晋

○射水市生活支援体制整備事業実施要綱

平成28年5月27日

告示第251号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第5号に基づき、本市が実施する生活支援体制整備について、必要な事項を定めることにより、多様な日常生活上の支援体制の充実や強化を図るとともに地域における支え合い体制づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)及び地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)において使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、射水市とする。ただし、適切な事業運営ができると認められる者に当該事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(生活支援コーディネーター)

第4条 市長は、生活支援サービス及び介護予防サービス(以下「生活支援等サービス」という。)の体制整備に向けて、地域における自主的な生活支援等サービスの開発や提供主体間のネットワーク構築等を支援及び推進する生活支援コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置する。

(コーディネーターの配置)

第5条 コーディネーターは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める圏域ごとに配置する。

(1) 第1層 市

(2) 第2層 地域包括支援センター圏域

(コーディネーターの活動内容)

第6条 コーディネーターは、前条に掲げる区分ごとに、地域が行う次に掲げる活動を支援し、及び推進する。

(1) 第1層

ア 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起

- イ 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ウ 関係者のネットワーク化
- エ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- オ 生活支援の担い手の養成や生活支援等サービスの開発

(2) 第2層

- ア 前号に掲げる活動
- イ 生活支援等サービスのニーズ及びサービスとのマッチング

(コーディネーターの資格・要件)

第7条 コーディネーターは、地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者とし、またコーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点及び公平中立な視点を有する者とする。

(協議体の設置)

第8条 市長は、地域における多様な生活支援等サービス提供主体間の情報共有及び連携強化を図るための組織として、協議体を設置する。

2 協議体は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コーディネーターの組織的な補完に関すること。
- (2) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握及び情報の見える化の推進に関すること。
- (3) 企画、立案及び方針の協議に関すること。
- (4) 地域づくりにおける意識の統一に関すること。
- (5) 多様な関係主体間の情報交換等に関すること。
- (6) その他、生活支援等サービスの体制整備に関して、協議体が必要と認める事項についての検討、協議及び調整に関すること。

3 協議体は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める圏域ごとに設置する。

- (1) 第1層 市
- (2) 第2層 地域包括支援センター圏域

4 協議体は、おおむね次に掲げるもので構成する。

- (1) 高齢者福祉に関し識見を有する者
- (2) 地域における連携及び支援体制の関係者
- (3) 介護サービス提供事業者
- (4) 民間企業関係者

(5) 地域包括支援センターの代表者

(第1層の協議体)

第9条 第1層の協議体(以下「第1層協議体」という。)の名称は、射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会とする。

- 2 第1層協議体の定数は、15人以内とする。
- 3 第1層協議体の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1層協議体の会議は、市長が招集する。
- 5 第1層協議体の会議は、随時開催するものとする。
- 6 第1層協議体の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

(第2層の協議体)

第10条 第2層の協議体(以下「第2層協議体」という。)の定数は、52人以内とする。

- 2 第2層協議体の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第2層協議体の会議は、随時開催するものとする。

(会長及び副会長)

第11条 協議体に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第12条 コーディネーターは、正当な理由なく、その職務上知り得た個人情報及び秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 協議体の構成者は、正当な理由なく、会議等において知り得た個人情報及び秘密事項を漏らしてはならない。構成者でなくなった後も、また、同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。